



事業、制度など

緊急自動車未届け車両による緊急走行事案の発生

概要	消防団車両2台が、緊急自動車として走行するために必要な「緊急自動車届出確認書」の交付を受けていない状態で運用を行い、うち1台に緊急走行を行った事案が発生しました。
内容	<p>1 事実発覚日時 2月20日（金）13時頃</p> <p>2 内容 消防団車両が緊急自動車として緊急走行するためには、「緊急自動車使用届」を県公安委員会に届け出て、「緊急自動車使用届出確認書」の交付を受ける必要があります。 今回の事案は、県公安委員会への届出を失念したことにより、「緊急自動車使用届出確認書」の交付を受けていない状態の消防団車両2台のうち1台が緊急走行を行っていたものです。 事案発覚後、対象車両の運用を即時停止し、災害時は分団による協力体制で実施することとしたため、災害対応への影響はありませんでした。</p> <p>3 対象車両および事案の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団第4分団第1部消防ポンプ自動車 運用開始：令和6年6月8日 事案発覚までの緊急走行件数：6件（火災出動によるもの） 消防団第1分団第1部消防ポンプ自動車 運用開始：令和7年11月16日 事案発覚までの緊急走行件数：0件
問い合わせ先	消防本部 警防課 TEL 046 (256) 2412 FAX 046 (256) 2215

